

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金斗争

第二節 マーケット・バスケット方式の採用とベース・アップ闘争の克服

総評の賃金綱領がC・P・S、C・P・Iを放棄し、マーケット・バスケット方式の採用を指示したものであることは前節にのべたが、それではマーケット・バスケット方式とはいかなるものか、そしてそれはどのように具体化されたのであろうか。

総評調査時報創刊号の「全物量方式＝マーケット・バスケットの解説」によれば、それは「生活に必要な全物量を設定して、実質賃金を表わすものである」とされている。そしてさらにマーケット・バスケット方式は理論生計費と一応区別して考えられている。すなわち理論生計費が「理論的にこれだけの生計費が必要なのだからという賃金要求額を決定」するものであって、「ある場合には、大衆の現実の闘争とは全く遊離した押しつけとなり、また、ある場合には大衆の生活水準の向上を制約する結果」となるのに反して、マーケット・バスケット方式は、「大衆の現実の要求として、大衆討議の中から、職場の要求の中から、主婦たちの要求の中から生み出される」ものであり、「ある場合には、大衆の生活要求が現実の力関係の中で制約されて、圧縮された要求水準となることもあろうし、ある場合には高利潤を迫及した必要な不動の生活要求となることもあろう」と説明している。

その説明の当否はさておき、いずれにせよマーケット・バスケット方式は、従来の賃金要求方式よりもはるかに大衆の生活にむすびついた現実的なものになったのである。

このマーケット・バスケット方式は、合化労連、鉄鋼労連、私鉄総連、全銀連その他の単産で具体的に採用されたが、たとえば合化労連と私鉄総連の賃金要求は次のようになっている。

(合化労連の賃金要求方針)

全物量方式の賃金作成に当り、次の方法によった。

東京都における生活様式に従ったので、飲食費の品目、被服費、教育費等はさらに地方別の特色を加味し増減を行う必要がある。

1 飲食費＝成年男子については、一人一日二八〇〇カロリー、蛋白質九七グラム。各品目別のウェイト等はCPS、その他の実態と考え合わせて成年男子について作成し、妻等はそれに応じて減少させた。嗜好品費は夫について新生三〇〇本、酒二級酒三合が月の所要量であるかどうか問題はあるが、全然とらない人も考えて、このくらいで抑えた。

2 住居費＝これは労研の「実際最低生活基準」に基いて所要量数を決定し、単身者以外はさらに修繕代についても全銀連の資料に基いて算定した。

3 家具什器費＝労研で未発表の耐用年数の研究結果があったので、主としてこれに基いて行った。

4 光熱費＝五人世帯一月当り電燈二〇KW、電熱一五KW、ガス一〇立方米、薪一束を基準としてこれに三人世帯八〇%、一人世帯六〇%と見込み、木炭、マッチ、ローソクも加えた。

5 被服費＝三才の女子(第三子)及び一才の男子(第一子)については原則として労研の基準に従い、それ以外は討議の結果を計上した。妻は計算の都合上、洋服の生活様式とした。

6 保健衛生費＝妻の化粧用具はわずかに止め、保健による以外の医療費支出も売薬程度しか見込んでない。

7 通信費＝手紙、ハガキ、月一回はむしろ少なすぎる感もないではないが、事実上殆んど書かない人の存在も考えてこうした。

8 交通費＝通勤費は、会社負担が通例であるので計上せず、それ以外の外出の際の費用を見込んだ。

9 修養娯楽費＝修養娯楽費の基準も、通信費と似た基準であり、映画・読書のための費用は明らかに最少限とみられる。

10 教育費＝原則として全銀連の資料によったが、給食は、飲食費のマーケット・バスケット作成の都合上、行われていないものと仮定して算入しなかった。

11 雑費＝以上にもれたものを若干あげた。

12 交際費＝1～11の合計額の4%と見込んだ。これは東京都家計調査一二月分単身者のそれと同じくらいである。

その他、租税、公課等の負担費中、町内会費、寄附金等は、実体がつかみにくいので省略し、保険料と税金(所得税、地方税月割額－昨年所得額推定－)のみを計上した。なお、以上の費目の外に、個人としての保険料、組合費、予備費等は、ここでは除いてある。

以上の結果は、エンゲル係数はそれぞれ一人世帯四九・六、三人世帯五二・〇、五人世帯五四・二となっている。エンゲル係数方式か全物量方式かの重要な論点は、何といっても物量が具体的にハッキリ示せるかどうかになる。エンゲル係数は正しくきめても、なお漠然とした感じを与えるのは否定できない。「われわれの要求内容は、物量で表わしても、このくらいにしかならないのだ」と今の生活の低いのに一般組合員が気がつき、闘争の組織理論となってゆくこと、これこそ全物量方式の最大の強みである。

(私鉄総連の賃金要求基本方針)

A 一月以降賃金要求標準賃金案

(一)標準賃金案算定の基礎について

(1)要求案算定の論拠としては理論生計費方式を用いた。

(2)実態生計費方式は実支出が収入によって規正されるということと、現実の物価変動を的確に反映しないということ等によって極めて論議の余地があり、C・P・S、或いはC・P・I等を用いることによっては、結局スライドアップにすぎない結果となる。

(3)理論生計費方式としては、全物量方式を採用した場合の物量仮定の争点を排する意味から、飲食費物量方式を採用することとした。

(4)従って飲食費係数による全生活費換算を採用し、飲食費係数としては、一九五二年五月全都市勤労者C・P・Sを基礎とする。世帯員数別支出割合により飲食費係数を算出することとした。

(5)これに相当勤労所得税を加算して標準要求賃金額を決定することとした。

(二)標準賃金案

標準家族数 2.5人

地域差 100%

3,221円 × 2.215 ÷ 0.532 + 1,114円 = 14,525円 = 14,500円

(A) (B) (C) (D) (E) (F)

- (註) (A)…成年男子1人一か月当り飲食費
(B)…2.5人家族における消費単位
(C)…2.5人家族における飲食費係数
(D)…勤労所得税
(E)…税込賃金額
(F)…要求賃金額

B 各組合個別要求額の算定方法

(一)各組合個別要求額の算定方法としては、標準方式(家族数二・五人、地域差一〇〇% = 一万四五〇〇円)を基礎とし、要求額を決定する。

(1)地域差修正 五〇年五月CPSを基礎とする各組合別地域差指数により修正する。

(2)家族数修正 各組合別の家族数により、消費者単位飲食費係数を修正する。

(3)、(4)略

(二)特例組合の要求額決定について。

(1)企業の実態を総合した結果、標準方式による要求額決定の不可能な組合については、最低限、現行賃金の一三〇%値上げにまで要求額を引下げることとした。

(2)標準方式による要求額が現行賃金に対して一三〇%以下の組合については別途論拠づけにより一三〇%の要求とした。

さて、マーケット・バスケット方式を採用した春季賃金闘争は、いかなる成果をもたらしたであろうか。

春季賃金闘争を行ったのは、前年の秋、賃上闘争をみおくれた私鉄を始めとして全鉱連、合化労連、鉄鋼労連、全自動車等が主なものであった。日経連労政部の調査によると、五二年春の賃上げでは平均約一四%程度の引上げが行われたといわれ、二二〇社中「ベースアップと昇給との競合ないし代替」が五六の多数を占め、ついで「賞与、一時金等臨時給与による平均賃金引上」が五四、「単純なるベースアップ」四一、「賃金体系の合理化」三五となっている。つぎに業種別の賃金妥結の結果をみると、私鉄の二七%がもっとも高く、造船、セメント、硫安その他が一六%、鉄道車輛、化学の一四%、産業機械、電線の一三%、通信機、鉄鋼、重電機の一二%、自動車一一%、紙パの一〇%、鉱業の九%となっている。

また獲得率をみると、要求額は平均一万五〇七八円であり、賃金要求額を一〇〇とした賃金妥結額の割合は、平均八八・八%を示し、最高の獲得率は、自動車九六・四%、つぎに造船九三・八%、鉄鋼九三・一%、硫安九二・六%、重電機九一・七%、化学八九・六%、私鉄八五・九%の順である。

この調査は限られた企業のものであるから、これで一般的な情勢を判断するわけにはいかないが、春季賃金闘争がマーケット・バスケットを採用し全く新たな要求の方向をうち出した割には、たとえばベース・アップを一時金にすりかえられたり、妥結金額が低かったりすることに示されているように依然として停滞を示したといつてよいであろう。しかし獲得率をみても明らかのように、組合の力の強い所(大衆的基礎をもった労働組合)は獲得率が高い。このことは、賃金闘争を強化する本質的な問題が要求形態(たとえばマーケット・バスケットの採用など)とはもう一つ別の所にあることがわかるのである。すなわちマーケット・バスケット方式の採用は、それ自体が賃金闘争を強化する特效薬ではなく、賃金闘争強化の一手段としての限定した役割しかもちえないことを、春季賃金闘争の経過自体が如実に物語ったといつてよい。

マーケット・バスケット方式の採用は、決してベース・アップ闘争を克服するものではなかった。なぜならばベース・アップ闘争というのは、平均賃金の増額を、したがって企業の賃金支払総額(労務費)の増加を要求するものであったから、つねに企業の支払能力に従属した賃金要求の仕方であった。いいかえれば企業の利潤を第一次的に前提してかかる賃金闘争がベース・アップ闘争だといつてよい。それゆえにこそ、賃金闘争は企業内賃金闘争の形をとらざるをえず、それはわが国の労働

組合の組織形態の特徴である企業別組織に対応した賃金闘争であり、そのような闘争によっては、企業別組織は永久に固定せしめられるという性質のものであった。

このようにマーケット・バスケット方式を採用した春季賃金闘争が、企業内賃金闘争としてのベース・アップ闘争の形態を脱却しきれなかったことは、まえにもふれたように依然として経営者の主張する企業の支払能力論が、労働組合の賃金闘争をおさえつけていたことを意味するものであった。すなわち企業の支払能力論とは、売上収入からなによりも最初に利益をさしひき、利子、税金、原料、固定資本の償却、内部保留などの費用を控除した一番最後に賃金を支払うことだったのである。このような最後の余りものをどれだけ労働者に支払ってやれるかということが企業の支払能力であったから、賃金は生産物の費用の中でもっとも劣悪な立場におかれることになる。

そしてこのような資本家の企業支払能力論にもっとも都合のよいベース賃金は、能率給や職階給などの賃金の支払い方と必然的にむすびついた。能率給の場合は一定の生産高があった時の賃金の支払総額をきめておいて、生産がそれをこえた時に、なにがしかの割増賃金が支払われ、また職階給の場合も同じように、あらかじめ賃金支払総額をきめておいて、それを労働者に分配する時に格差をつけようとするから、どうしても上と下の賃金が極端にひらき、なかんずく下層労働者の賃金はおそろしくきり下げられた。したがってベース・アップ闘争の克服は、職階制や能率給を打破することと不可分の問題だったのである。しかしマーケット・バスケット方式を採用したということだけでは、職階制や能率給の打破や、ベース・アップ闘争の克服は不可能であった。

能率給や、職階制の一般化は、資本家の労務管理政策の強化のためにきわめて有力な手段を提供した。労務管理の強化は、主として職制の強化を通じて行われたが、職階制は職制にたいして有利な賃金を保障することによって労働者統制の物的基礎となり、また能率給の査定権を職制がにぎることによって、労働者支配に利用された。

春季賃金闘争は、企業合理化政策の一環である職制の強化という大きな壁にぶつかり、それをぶちやぶることができなかった。このことは春季賃金闘争が停滞した一の原因であった。そしてかえって職制の強化はあらゆる産業で一層促進された。職制強化の実態は、まず第一に監視制度の強化であり、第二にスパイ制度との結合、第三に半封建的な身分制度の復活、第四に職場における民主的権利のまっさつ等であったが、労働者が賃上げを獲得するためには、このように強化されてきた職制との闘いを媒介としなければならなくなった。さらに職階制の場合、職制のにぎっている人事考課に監視の眼を向け、また能率給の査定権を職場の労働者がうばい返すなど、職場の不断の闘争をつみあげることによってはじめて賃上げが獲得されることが明らかになったのである。そしてベース・アップ闘争の克服と、能率給や職階制を打破する第一の手がかりになるのは、最低賃金の確立であった。

だからマーケット・バスケット方式の採用という新しい賃金要求の方式は、やがてベース・アップ闘争（平均賃金要求）の克服、最低賃金制確立の闘争に発展せざるをえないのである。

なおマーケット・バスケット方式に脅威をいだいた経営者は、それにたいする批判を行い、労働組合との間に論争が闘わされた。ここではその二、三の例をあげておこう。

（私鉄経営者のマーケット・バスケット批判）

元来マーケット・バスケットは之を意識的に作り出す場合には非常に低い額から非常に高い額に至る迄、相当自由に作ることが出来るのであって、経済の統制下に於て物価と生活内容とが限定されている場合の賃金を決定するのに用いるのであれば、或る

程度の意義を認めることが出来るのであるが、自由経済を一応の前提としている現状に於ての賃金決定の基礎としては多くの困難がある。

今回組合の作成したマーケット・バスケットにしても一応人事院勧告を準用しているが、その内容は昨年組合要求に用いたもの、或は人事院勧告に於ける東京都の成年男子一人のものと殆んど同様であるにも拘らず、今回はこれを全都市のものとしている点は、これが如何に恣意的に組立てられたものであるかを如実に物語っている。

マーケット・バスケットを作成するに当り特定地、特定時期を基礎とするならば一応生活環境季節的変動も加味され、現実的妥当性を有するであろうが、諸種の生活条件を異にする諸都市の平均として作成することは適当と思われぬ。しかも後述する如く各品目の物価が殆んど六大都市のものであることからして只徒らに過大な要求金額にする為の手段と見ざるを得ない。

因みに今春他産業労組に於ても理論生計費による賃金の要求をなしているが、そのマーケット・バスケットは凡て東京都の成年男子のものを作成しており、全都市に於けるものは電産のみである。

(私鉄労働組合の反批判)

(イ)全都市のマーケット・バスケットを組合が使用したことは前項で述べた如く、地域給撤廃の原則から当然であって決して不合理ではない。

(ロ)昨年要求になかった酒、煙草を加えていることは最低生活費としての性格を喪失し、希望的生計費を要求していると云っているが、会社が最も信頼するC・P・S調査の中に酒類は食料費として計算されており煙草も現在ではC・P・S調査中の食料費の中に菓子と同等に考え得るものであり、人事院のマーケット・バスケットに準拠したけれども人事院のバスケットは最善のものとは思っていないので、電産のマーケット・バスケットの組立の中で食料費中に酒、煙草を加えるのは健康で文化的な生活を目途として前進する電産の賃金改訂の理念から当然と考えている。従って会社の第一〇表のごとく飲食費が相違するのは当然なことである。

(ハ)会社は全品目約五〇品目中の二、三の例をあげ欠陥を指摘している。成程二、三の品目について誤差はあるかも知れないが、そのため組合の要求が只徒らに過大な要求金額を算出するための手段と速断することは誤りである。試に(二)の豆腐一kg 当り一八一円となっているが…四三円七九銭となり約四倍の計算となっていると如何にも大きく取り上げられているが、この誤差を仮に会社通りに認めたとしても、一か月食費三九三八円〇二銭が僅か約八三円減少するだけである。

(炭労マーケット・バスケットに対する批判)

一、マーケット・バスケット方式による生計費は生活実体と遊離したものである。
(説明)

(イ)所要カロリーの面からバスケ生計費の基礎に用いられる栄養学説は今日の段階に於て未だ確立されたものでなく、之を直ちに経済領域に迄持ち込む程の権威あるものでない。

之が例証としては総評傘下各労組のバスケ生計費の要求カロリーを見ると、労働者本人については最高三〇〇〇、最低二三四〇、妻について最高二七〇〇、最低二一〇〇

の差があり結局所要カロリーについては定説がなく一定の数値発見は不可能であると言うことである。特にその労働度について一応差違の認め難い妻についてかかる数値の差のあることは栄養学的裏付の不確実さを現わしている。

(ロ)次に品目並に価格の面から見ても、バスケット生計費なるものはその品目その価格によれば幾何かかるという一応の計算にしか過ぎぬものであり、我々の現実の生活実体は之と異り、時と所により制約せられ而も最も経済的に営まれているのである。

例えば一〇〇カロリー当り価格について見ても、食品の組合せ如何により同一栄養素の価格が高くも低くもなって来るのである。即ち炭労のカロリー価格は三円三六銭であるに拘らず、炭鉱坑外夫の実体は二七年一月以降二円五〇銭程度である。

二、マーケットバスケットの作成は如可様にも出来る融通自在のものである。
(説明)

炭労の上部組織である総評の機関紙「調査時報」第二号によると「マーケットバスケットの作り方」として「物量方式による賃金値上げ要求の場合には生活費が先に決定され然る後それに相応した食・住・衣、その他の一切の物量が設定される云々」と説明されている。

之に依って明らかなる如くマーケットバスケットの組立ては如何様にでも作成され得るものであり現に総評傘下各労組の要求によっても種々相違のある事は事実の示す通りである。

三、実体から見た炭鉱の食料費水準は安定している。
(説明)

炭鉱の生活水準を実体生計費調査によって見ると年々上昇しつつあるが、それは社会文化費の消費水準向上によるものであって指数は殆ど停滞している。

即ち全国坑外夫について二四年を一〇〇として見ると総合指数は二六年度で一七%上っているが、その内容は社会文化費三五%上昇であり食料指数は僅かに一%の上昇に過ぎない。この事は炭鉱に於ける食料の消費水準が安定していることを示している。

四、結論

要するにマーケットバスケット方式による賃金要求額は、高ければ高い程生活的に望ましいというだけであって、いわば任意の希望数字にすぎない。その額はいくらでなくてはならないと云う何らの理論的根拠はない。故に炭労の要求は全く根拠がなく斯るバスケットの内容について、一々論議することは無意味である。

(第五回交渉における炭労マーケットバスケットに対する連盟の批判に対する炭労の反批判)

一、マーケットバスケット方式による生計費は生活実態を遊離したものである。

(イ)所要カロリーの面からバスケット生計費の基礎に用いられる栄養学説は今日の段階に於て未だ確立されてなく、之を直ちに経済領域にまで持込む程の権威あるものではない。

之が例証としては、総評傘下各労組のバスケット生計費の要求カロリーをみると労働者本人について最高三〇〇〇、最低二三四〇、妻については最高二七〇〇、最低二一〇〇

の差があり、結局所要カロリーについては定説がなく、一定の数値発見は不可能であるということである。特にその労働度について一応差異の認め難い妻についてかかる数値の差のあることは栄養学的裏付けの不確実さを現わしている。

(ロ)次に品目並びに価格の面からみてもバスケット生計費なるものは、その品目その価格によれば幾何かかるという一応の計算にしか過ぎぬものであり我々の現実の生活実態は之と異り時と所により制約せられ、しかも最も経済的に営まれているのである。

例えば一〇〇カロリー当り価格についてみても食品の組合せ如何により同一栄養素の価格が高くも低くもなってくるのである。即ち炭労のカロリー価格は三円三六銭であるに拘らず炭鉱坑外夫の実態は一九五二年一月以降二円五〇銭程度である。

連盟はマーケットバスケット方式そのものを賃金理論として生計の実態から遊離しているといい、大上段に以上の二点をあげて否定しており、この連盟の批判は日経連の理論生計費に対する批判から出発したものであって、あたかもマーケットバスケット方式による賃金要求が不当であるかの如くいっているが、人事院に於てさえマーケットバスケットによる賃金裁定案を決定している。(額内容は別として)これは物量による生活内容の表示によって賃金はこれくらいなければならないという賃金のあり方を出したものであって、官公労ベースのあり方をマーケットバスケットによって出したということは、連盟のいう「方式内容」が観念的であり生活と遊離したものであるという理論に対する具体的賃金決定の要素の事実としての反論である。

本来、社会保障制度の給与額や最低賃金額の算定にしか採用されない理論生計費を採用せざるを得ない事実は吾々の賃金要求が如何に賃金要求に値しない要求であるかがわかるであろう。

さらに連盟は具体的な例証として他産業のカロリーの差異について述べているが「値発見」とは何を発見するのか、労働が不均一なことは当然、所用熱量と蛋白質量とが不均一になり労働者一般の絶対的数値を出すことは困難である。なお私鉄総連の中等労働二四六〇カロリーは労働科学を無視した極端な過小評価であり、労働科学の必要にさえもみたない程の貧困な要求である。

戦前の兵隊は普通時に於て三二〇〇カロリー、演習時には四〇〇〇カロリーを食っていたし、イギリスの資本家は三〇〇〇カロリーをとっている。又イギリスでは食糧はほとんど配給で確保され国民一人当り最少限必要熱量を三〇三〇カロリー、フランス総同盟の要求熱量は三五〇〇カロリーで、国際的には三〇〇〇カロリーが一般的要求である。

厚生省の国民栄養科学研究所による炭坑夫の所要カロリーは採炭四〇〇〇、坑内夫三五〇〇、坑外夫三三〇〇、作業夫二八〇〇カロリーである。

各産業に於ける妻子のカロリーの相違は一応連盟の指摘する矛盾通りだが、これは当然労働環境の相違から生活内容の限界をどこに求めるかというカロリー所要量の求め方によって違ってくるもので、吾々の低賃金をもたらす最低で文化的な生活を営むためのささやかな控え目の要求からくる相違であり、特に炭鉱の妻の場合は一、二、三交替という作業環境からくる疲労度のため、他産業の妻の場合と比べて所要カロリーは高く求めるのは当然であり、異っているから栄養学的に価値がないという理念はなりた

ない。(以下略)

日本労働年鑑 第26集 1954年版
発行 1953年11月20日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
